様式3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		称	違反広告物是正指導
行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名			屋外広告物条例
	条項		第3条から第6条まで
所 管 課			都市局 北部都市計画事務所 都市計画指導課 (電話 048-646-3178) 都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課 (電話: 048-840-6178)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の 場合は、そ の理由)	(1) (2) (3)	
	備考		